

立川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 7 月 23 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和元年政令第 17 号）の公布による。

立川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例

立川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例（平成27年立川市条例第1号）の一部を次のように改正する。
次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前												
<p>(利用者負担)</p> <p>第3条 ……略……</p> <p>2 ……略……</p> <p>3 前2項に規定する市が定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、<u>当該各号に定めるとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第4条第1項第1号に掲げる教育認定子ども</u> 0円</p> <p>(2) <u>令第4条第1項第2号に掲げる満3歳以上保育認定子ども</u> 0円</p> <p>(3) <u>令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子ども（以下「満3歳未満保育認定子ども」という。）</u> 別表に定める額</p> <p>別表（第3条関係）</p>	<p>(利用者負担)</p> <p>第3条 ……略……</p> <p>2 ……略……</p> <p>3 前2項の市が定める額は、<u>別表に定めるとおりとする。</u></p> <p>別表（第3条関係）</p> <p>1 教育標準時間認定を受けた子どもに係る利用者負担額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: left;">各月初日の教育を受ける子どもの属する世帯の階層区分</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">利用者負担月額</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">階層</th> <th style="text-align: center;">定義</th> <th style="text-align: center;">第1子</th> <th style="text-align: center;">第2子</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">A</td> <td><u>生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条に規定する保護を受けている世帯、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに</u></td> <td style="text-align: center;">0円</td> <td style="text-align: center;">0円</td> </tr> </tbody> </table>	各月初日の教育を受ける子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担月額		階層	定義	第1子	第2子	A	<u>生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条に規定する保護を受けている世帯、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに</u>	0円	0円
各月初日の教育を受ける子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担月額											
階層	定義	第1子	第2子										
A	<u>生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条に規定する保護を受けている世帯、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに</u>	0円	0円										

	<p>永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条に規定する支援給付を受けている世帯又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4に規定する里親の世帯（里親の世帯については、特別利用教育を受ける場合に限る。）</p>		
	<p>A階層を除く当該年度分（4月から8月までの月分の利用者負担額については前年度分。以下同じ。）市区町村住民税が非課税となる世帯（以下「市区町村住民税非課税世帯」という。）、市区町村住民税の所得割が非課税となる世帯又は子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第4条第1</p>	<p>ひとり親世帯等 ひとり親世帯等以外の世帯</p> <p>0円 3,000円</p>	<p>0円 0円</p>

		項第4号に掲げる養育里親等の世帯（養育里親等の世帯については、特別利用教育を受ける場合を除く。）				
	C	A階層を除く当該年度分市区町村民税が課税される世帯（以下「市区町村民税課税世帯」という。）であつて、次の区分に該当する世帯	当該年度分市区町村民税の所得割課税額（以下「市区町村民税所得割課税額」という。）が77,100円以下の世帯	ひとり親世帯等	3,000円	0円
			当該年度分市区町村民税の所得割課税額（以下「市区町村民税所得割課税額」という。）が77,100円以下の世帯	ひとり親世帯等以外の世帯	10,100円	5,050円
	D		当該年度分市区町村	20,500円	10,250円	

各月初日の保育を受ける子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額）			
階層	定義	保育標準時間認定を受けた場合		保育短時間認定を受けた場合	
		第1子	第2子	第1子	第2子
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条に規定する保護を受けている世帯、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条に規定する支援給付を受けている世帯	…略…	…略…	…略…	…略…

各月初日の保育を受ける子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担月額			
階層	定義	保育標準時間認定を受けた場合		保育短時間認定を受けた場合	
		第1子	第2子	第1子	第2子
A	生活保護法第11条に規定する保護を受けている世帯、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条に規定する支援給付を受けている世帯又は児童福祉法第6条の4に規定する里親の世帯	…略…	…略…	…略…	…略…

		民税所得割課税額が 77,101円以上211,200 円以下の世帯		
E		当該年度分市区町村 民税所得割課税額が 211,201円以上の世帯	25,700円	12,850円

2 保育認定を受けた3歳未満の子どもに係る利用者負担額

	又は児童福祉法（昭和22年法律第164号） 第6条の4に規定する 里親の世帯											
B	A階層を除く当該年度分（4月から8月までの月分の利用者負担額については前年度分。以下同じ。）市区町村民税が非課税となる世帯（以下「市区町村民税非課税世帯」という。）		…略…	…略…	…略…	…略…	B	A階層を除く当該年度分市区町村民税非課税世帯	…略…	…略…	…略…	…略…
C	A階層を除く当該年度分市区町村民税が課税される世帯（以下「市区町村民税課税世帯」という。）のうち、均等割のみ課税されるもの		…略…	…略…	…略…	…略…	C	A階層を除く当該年度分市区町村民税課税世帯のうち、均等割のみ課税されるもの	…略…	…略…	…略…	…略…
D-1	A階層を除く当該年度分市区町村民税の所得割課税額（以下「市区町	当該年度分市区町村民税の所得割課税額（以下「市区町	…略…	…略…	…略…	…略…	D-1	A階層を除く当該年度分市区町村民税所得割課税額24,300円未満の世帯	…略…	…略…	…略…	…略…

略	略	村民税所得割課税額」という。) 24,300円未満の世帯	…略…	…略…	…略…	…略…
---	---	------------------------------	-----	-----	-----	-----

略	略	…略…	…略…	…略…	…略…	…略…
---	---	-----	-----	-----	-----	-----

3 保育認定を受けた3歳以上の子どもに係る利用者負担額

各月初日の保育を受ける子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担月額			
階層	定義	保育標準時間認定を受けた場合		保育短時間認定を受けた場合	
		第1子	第2子	第1子	第2子
A	生活保護法第11条に規定する保護を受けている世帯、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条に規定する支援給付を	0円	0円	0円	0円

		受けている世帯又は児童福祉法第6条の4に規定する里親の世帯				
	B	A階層を除く当該年度分市区町村民税非課税世帯	0円	0円	0円	0円
	C	A階層を除く当該年度分市区町村民税課税世帯のうち、均等割のみ課税されるもの	3,100円	1,550円	3,000円	1,500円
	D - 1	A階層を除く当該年度分市区町村民税所得割課税額24,300円未満の世帯	4,100円	2,050円	4,000円	2,000円
	D - 2	区町村民税課税世帯で、次の区分	5,100円	2,550円	5,000円	2,500円
	D	当該年度分市区町村民税所得割課税額24,300円以上48,600円未満の世帯	6,100円	3,050円	5,900円	2,950円

	<u>二</u> <u>3</u>	に該 当す る世 帯	市区町村民 税所得割課 税額48,600 円以上 64,700円未 満の世帯				
	<u>D</u> <u>二</u> <u>4</u>		当該年度分 市区町村民 税所得割課 税額64,700 円以上 80,800円未 満の世帯	<u>8,100円</u>	<u>4,050円</u>	<u>7,900円</u>	<u>3,950円</u>
	<u>D</u> <u>二</u> <u>5</u>		当該年度分 市区町村民 税所得割課 税額80,800 円以上 97,000円未 満の世帯	<u>10,100円</u>	<u>5,050円</u>	<u>9,900円</u>	<u>4,950円</u>
	<u>D</u> <u>二</u> <u>6</u>		当該年度分 市区町村民 税所得割課 税額97,000 円以上 115,000円未	<u>12,200円</u>	<u>6,100円</u>	<u>11,900円</u>	<u>5,950円</u>

		満の世帯				
	<u>D</u> <u>二</u> <u>7</u>	当該年度分 市区町村民 税所得割課 税額115,000 円以上 133,000円未 満の世帯	<u>14,200円</u>	<u>7,100円</u>	<u>13,900円</u>	<u>6,950円</u>
	<u>D</u> <u>二</u> <u>8</u>	当該年度分 市区町村民 税所得割課 税額133,000 円以上 151,000円未 満の世帯	<u>16,200円</u>	<u>8,100円</u>	<u>15,900円</u>	<u>7,950円</u>
	<u>D</u> <u>二</u> <u>9</u>	当該年度分 市区町村民 税所得割課 税額151,000 円以上 169,000円未 満の世帯	<u>17,200円</u>	<u>8,600円</u>	<u>16,900円</u>	<u>8,450円</u>
	<u>D</u> <u>二</u> <u>10</u>	当該年度分 市区町村民 税所得割課 税額169,000	<u>18,200円</u>	<u>9,100円</u>	<u>17,800円</u>	<u>8,900円</u>

		円以上 183,700円未 満の世帯				
	D 二 11	当該年度分 市区町村民 税所得割課 税額183,700 円以上 198,400円未 満の世帯	19,200円	9,600円	18,800円	9,400円
	D 二 12	当該年度分 市区町村民 税所得割課 税額198,400 円以上 213,100円未 満の世帯	20,200円	10,100円	19,800円	9,900円
	D 二 13	当該年度分 市区町村民 税所得割課 税額213,100 円以上 227,800円未 満の世帯	21,300円	10,650円	20,900円	10,450円
	D 二	当該年度分 市区町村民	22,300円	11,150円	21,900円	10,950円

	<u>14</u>	税所得割課 税額227,800 円以上 242,500円未 満の世帯				
	<u>D</u> <u>二</u> <u>15</u>	当該年度分 市区町村民 税所得割課 税額242,500 円以上 257,200円未 満の世帯	<u>23,300円</u>	<u>11,650円</u>	<u>22,900円</u>	<u>11,450円</u>
	<u>D</u> <u>二</u> <u>16</u>	当該年度分 市区町村民 税所得割課 税額257,200 円以上 271,900円未 満の世帯	<u>24,300円</u>	<u>12,150円</u>	<u>23,800円</u>	<u>11,900円</u>
	<u>D</u> <u>二</u> <u>17</u>	当該年度分 市区町村民 税所得割課 税額271,900 円以上 286,600円未 満の世帯	<u>25,100円</u>	<u>12,550円</u>	<u>24,600円</u>	<u>12,300円</u>

	<u>D</u> <u>二</u> <u>18</u>	当該年度分 市区町村民 税所得割課 税額286,600 円以上 301,000円未 満の世帯	<u>25,900円</u>	<u>12,950円</u>	<u>25,400円</u>	<u>12,700円</u>
	<u>D</u> <u>二</u> <u>19</u>	当該年度分 市区町村民 税所得割課 税額301,000 円以上 349,000円未 満の世帯	<u>26,700円</u>	<u>13,350円</u>	<u>26,200円</u>	<u>13,100円</u>
	<u>D</u> <u>二</u> <u>20</u>	当該年度分 市区町村民 税所得割課 税額349,000 円以上 397,000円未 満の世帯	<u>27,300円</u>	<u>13,650円</u>	<u>26,800円</u>	<u>13,400円</u>
	<u>D</u> <u>二</u> <u>21</u>	当該年度分 市区町村民 税所得割課 税額397,000 円以上の世	<u>27,300円</u>	<u>13,650円</u>	<u>26,800円</u>	<u>13,400円</u>

備考

帯

備考

1 この表におけるひとり親世帯等とは、次の各号のいずれかに該当する世帯をいう。

(1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの属する世帯

(2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者の属する世帯

(3) 厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者の属する世帯

(4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者の属する世帯

(5) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）の規定により特別児童扶養手当の支給を受けている者の属する世帯

(6) 国民年金法（昭和34年法律第141号）の規定により障害基礎年金を受けている者の属する世帯

(7) 生活保護法に定める保護基準に準じ、生活に困窮していると市長が認める世帯

2 この表における3歳未満及び3歳以上の年齢区分は、当該年度の初日の前日の満年齢によるものとし、年度途中の年齢区分の変更は行わない。

1 この表における均等割とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に掲げる均等割をいい、所得割とは同項第2号に掲げる所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第

3 この表における均等割とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に掲げる均等割をいい、所得割とは同項第2号に掲げる所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第

314条の8及び第314条の9並びに附則第5条第3項、附則第5条の4第6項、附則第5条の4の2第6項、附則第5条の5第2項及び附則第45条の規定は適用しないものとする。)をいう。

2 令第14条に規定する特定被監護者等（以下「特定被監護者等」という。）が2人以上いる場合における利用者負担額は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 特定被監護者等のうち小学校就学前子ども以外の者が1人のみである場合における令第13条第2項に規定する負担額算定基準子ども（以下「負担額算定基準子ども」という。）のうち最年長者である満3歳未満保育認定子どもについては、第2子の利用者負担額を適用する。
- (2) 全ての特定被監護者等が小学校就学前子どもの場合における負担額算定基準子どものうち2番目の年長者である満3歳未満保育認定子どもについては、第2子の利用者負担額を適用する。
- (3) 特定被監護者等のうちに小学校就学前子ども以外の者が2人以上いる場合における負担額算定基準子どものうち最年長者である満3歳未満保育認定子どもについては、0円とする。
- (4) 特定被監護者等のうちに小学校就学前子ども以外の者がいる場合における負担額算定基準子どものうち2番目の年長者である満3歳未満保育認定子どもについては、0円とする。
- (5) 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である満3歳未満保育認定子どもについては、0円とする。

314条の8及び第314条の9並びに附則第5条第3項、附則第5条の4第6項、附則第5条の4の2第6項、附則第5条の5第2項及び附則第45条の規定は適用しないものとする。)をいう。

4 同一世帯に属する2人以上の小学校就学前子どもが同時に次の各号のいずれかに該当する場合における特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用している支給認定子どもに係る利用者負担月額は、最も年齢が高い支給認定子どもには第1子の利用者負担額を、次に年齢が高い支給認定子どもには第2子の利用者負担額を適用し、その他の支給認定子どもについては利用者負担額を0円とする。

- (1) 特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用していること。
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園に入園していること。
- (3) 学校教育法第76条第2項に規定する特別支援学校の幼稚部に就学していること。
- (4) 児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援又は同条第3項に規定する医療型児童発達支援を受けていること。
- (5) 児童福祉法第43条の2に規定する児童心理治療施設の通所部に入所していること。

5 特定教育・保育（教育に限る。）又は特別利用教育を受けた場合の利用者負担額は、前項の規定にかかわらず、学校教育法第1条に規定する小学校、同法第49条の5の規定による義務教育学校の前期課程又は同法第76条第1項の規定による特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもがいる世帯にあっては、これらの者のうち最も年齢が高い者が支給認定子どもであるときは第1子の利用者負担額を、次に年齢が高い者が支給認定子どもであるときは第2子

の利用者負担額を適用し、その他の者が支給認定子どもであるときは利用者負担額を0円とする。

6 子ども・子育て支援法施行令第14条の2に規定する特定被監護者等（以下「特定被監護者等」という。）が2人以上いる場合における支給認定保護者に係る支給認定子どもが利用している特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業（子ども・子育て支援法施行令第14条の2に規定する特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育又は特例保育（以下「特定教育・保育等」という。）をいう。）に関する利用者負担月額は、当該特定教育・保育等に係る年度分の市区町村民税所得割課税額が77,101円未満（保育認定を受けた子どもの世帯にあっては57,700円未満）であるときは、前2項の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによる。

(1) 支給認定保護者に係る全ての特定被監護者等が小学校就学前子どもの場合における最も年齢が高い支給認定子どもには第1子の利用者負担額を、次に年齢が高い支給認定子どもには第2子の利用者負担額を適用し、その他の支給認定子どもについては利用者負担額を0円とする。

(2) 支給認定保護者に係る特定被監護者等のうち小学校就学前子ども以外の者が1人のみである場合における最も年齢が高い支給認定子どもには第2子の利用者負担額を適用し、その他の支給認定子どもについては利用者負担額を0円とする。

(3) 支給認定保護者に係る特定被監護者等のうち小学校就学前子ども以外の者が2人以上いる場合における支給認定子どもについては0円とする。

3 教育・保育給付認定保護者又は当該教育・保育給付認定保護者と同

7 支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が

一の世帯に属する者が特定教育・保育のあった月においてひとり親世帯等（子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第22条各号に掲げる者が属する世帯をいう。）に該当する場合における利用者負担額は、当該特定教育・保育に係る年度分の市区町村民税所得割課税額が77,101円未満であるときは、前項の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによる。

- (1) 全ての特定被監護者等が小学校就学前子どもの場合における負担額算定基準子どものうち最年長者である満3歳未満保育認定子どもには第2子の利用者負担額を適用し、その他の満3歳未満保育認定子どもについては0円とする。
- (2) 特定被監護者等のうち小学校就学前子ども以外の者がいる場合における満3歳未満保育認定子どもについては、0円とする。

4. 教育・保育給付認定保護者又は当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者が地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同号イに該当する所得割の納税義務者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同号に該当する所得割の納税義務者であるときは、同法第314条の2第1項第8号に定める額（その者が同法第292条第1項

特定教育・保育等（保育に限る。以下この項において同じ。）のあった月においてひとり親世帯等に該当する場合の支給認定保護者に係る支給認定子どもが受けた特定教育・保育等に関する利用者負担月額は、当該特定教育・保育等に係る年度分の市区町村民税所得割課税額が77,101円未満であるときは、前3項の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによる。

- (1) 支給認定保護者に係る全ての特定被監護者等が小学校就学前子どもの場合における最も年齢が高い支給認定子どもには第2子の利用者負担額を適用し、その他の支給認定子どもについては利用者負担額を0円とする。
- (2) 支給認定保護者に係る特定被監護者等のうち小学校就学前子ども以外の者がいる場合における支給認定子どもについては利用者負担額を0円とする。

8. 支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同号イに該当する所得割の納税義務者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同号に該当する所得割の納税義務者であるときは、同法第314条の2第1項第8号に定める額（その者が同法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、

第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同法第314条の2第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額）に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を所得割から控除するものとする。

5 この表における市区町村民税非課税世帯には、教育・保育給付認定保護者又は当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者が地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項（第2号に係る部分に限る。以下この項において同じ。）の規定により当該市区町村民税が課されないこととなる者及び同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項の規定により当該市区町村民税が課されないこととなる者を含むものとする。

6 教育・保育給付認定保護者又は当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市をいう。以下この項において同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都

若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同法第314条の2第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額）に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を所得割から控除するものとする。

9 この表における市区町村民税非課税世帯には、支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項（第2号に係る部分に限る。以下この項において同じ。）の規定により当該市区町村民税が課されないこととなる者及び同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項の規定により当該市区町村民税が課されないこととなる者を含むものとする。

10 支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市をいう。以下この項において同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域

市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割を算定するものとする。ただし、やむを得ないと認める場合は、所得割（第4項の規定を適用する場合には、同項の規定により控除した後の額）に8分の6を乗じて得た額によるものとする。

内に住所を有する者とみなして、所得割を算定するものとする。ただし、やむを得ないと認める場合は、所得割（第8項の規定を適用する場合には、同項の規定により控除した後の額）に8分の6を乗じて得た額によるものとする。

附 則

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の立川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の規定は、令和元年10月分からの利用者負担額について適用し、同年9月分までの利用者負担額については、なお従前の例による。